

JAからつ 行動計画

～次世代育成支援対策推進法に基づくもの～

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日 までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

男性職員の育児休業取得率を7%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ・令和5年度 ～ 全職員への育休制度の周知。
- ・令和5年4月～ 配偶者が出産した(する)男性職員へ育児休業に関する案内を個別送付。

目標2 (次世代育成支援対策推進法に関する目標)

小学校就学前の子を持つ職員が利用できる時差出勤制度の継続的周知を図る

<実施時期・取組内容>

- ・令和5年4月～ 全職員へ希望すれば取得可能である時差出勤制度の周知。
育児休業を終えた職員へ制度の個別案内。